入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和4年4月12日)

開催日及び場所				令和4年	令和4年3月14日(月)中会議室		
委員					昭(ジャーナ! 地(弁護士		
審議対象期間審議対象案件抽出案件				令和3年	令和3年7月1日~令和3年12月31日		
				16件	うち、	1 者応札案件 10件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
				5件 (抽出率		1 者応札案件 4件 (抽出率 40.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0.0%)	
抽出案件內訳	工事	一般競争		1件	うち、	1 者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			工事希望型競争	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約		0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物役務	一般競争		3件	うち、	1 者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型競争	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	公募型プロポーザル	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型プロポーザル	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			標準型プロポーザル	0件	うち、	1 者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の随意契約	1件	うち、	1 者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答 等	別紙議事録のとおり	別紙議事録のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局:農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等 口 意 見・質問 答 築 ○出入管理システム更新工事 ・建築工事で契約している。落札事業者は、 ・本工事は建築工事に該当するか。 仕様書に建築工事修繕と電気設備工事修繕 建築の請負事業者であり、電気設備工事は の2つの工事種別がある。落札事業者は、 できない。 どのような会社か。 ・電気設備工事は、どこが施工したのか。 ・電気専門の会社が、協力会社(下請)とし て入っており、その会社が施工している。 ・契約書第6条(一括委任又は一括下請の禁・電気設備工事は主にインターネットのLAN 止)には該当しないか。 ケーブルの部分だけであり、工事規模、金 額とも全体の10%にも満たないことから、 該当しない。 ・仕様書の特記仕様にシステムのメーカー名 |・今回の工事は部分更新であり、既存のシス の記載あるがメーカーを指定しているとい テムと同じ会社製でないとシステムが稼働 しないため、メーカー指定している。 うことか。 ・このメーカーは代理店等でしか扱えないも ・メーカーが、卸先を限定しているがどうか のか、どの建築会社でも扱えるものか、機 という情報は得ていないため、どの建築会 器を指定していることによって、入札に参 社でも扱えるかどうかという点は、把握し 加する会社が少なくなっているのではない ていない。 か。 ・製品が30年末に廃盤となっているなどの情・以前、同システムの機器の追加設置工事を 行った際、メーカーから既存の機器は廃盤 報は、どのように把握したのか。 であるとの情報を得た。 ・追加設置工事の受注事業者は何処か。 ・ 今回の落札事業者と同一である。

意 見・質 問 口 答 等 ・当該事業者は、いつ頃からこの設備につい」・追加設置工事の際から、関わっている。 ては関わっているのか。 ・予定価格はどのように算出したのか。 ・事業者から徴取した参考見積書により工事 の項目について確認し、機器の価格はメー カーのカタログ価格を調べ、算出している。 機器の価格は、カタログ価格等で調べられ → 国交省が出している基準等も参考にでき、 るが、工事価格の算出は難しいのではない また、工事内容によって工数の想定は担当 が行うことが可能であるため、それらを基 か。 に積算している。 ・落札率が非常に高い結果となっている。積 |・落札率が高かったのは結果であり、予定価 算が正確だったと言えるのかはわからない 格が適正でなかったとは認識していない。 が、適正な価格設定だったということか。 今回、2回目の入札で落札決定にしたとい うことが高い入札率に至った要因の一つと しては考えられる。 ・予定価格の算出のために徴取した参考見積 ・事業者側が参考見積書段階の金額で落札で 書の金額が、1回目の落札に近い金額とい きると見込んでいたかどうかは、わかりか うことが考えられる。 ねる。 ・一者応札であること、落札率が高いことが |・ご指摘を踏まえ、検討したい。 この件について気にかかるところであり、 どう競争原理を働かせるか、また、価格設 定についても、もっと広く参考見積書を取 り、慎重に行うべきである。

○医科診療報酬システム

- ・(背景としてお聞きしたいが)このシステ → 農林水産省筑波診療所という名称で、国が ムは、センターに診療所があり、その診療 報酬を計算するものという理解でよいか。
- 開設し、農林水産省共済組合が運営してい る。本システムは、診療報酬を計算するシ ステムである。
- ・センターに診療所を置かなければならない |・当センターに診療所が設置されているのは 理由は何か。工場等であれば、事故の対応 等で医師を常駐させるという必要性もある と考えられるが、センターの場合はそうし た危険性もないと思われる。
- 福利厚生のためであり、診療時間も午前又 は午後のみといった規模で運営している。
- ・農林水産省共済組合が運営しているとのこ とだが、国が費用負担しているのは、人件 費、設備のどちらになるのか。本システム は国費で負担しているが。
- ・所属所として医師の雇い入れ(人件費)、 必要な設備を当センターが用意している。 処方される医薬品については、共済組合が 購入している。
- ・本システムのソフトウェアとパソコン機器 ・予定価格は、参加事業者からの参考見積書 の組み合わせの構成になっていると解する が、予定価格はどのように積み上げたのか。
 - を基に算出している。
- ・本診療所は、何年前に設置されたのか。利 ・設置は昭和53年に設置している。 用者数はどの程度か。
- 診療時間の範囲で可能な人数となる。
- るが、現在、近隣の医療体制が整っている 状況下において、費用をかけて診療所の運 営を継続していく必要性を検証すべきでは ないか。
- ・40年以上前に設置されたということにな ・コスト面での課題は認識しているところで ある。

○ネットワークサービスシステム設計・開 発、賃貸借、運用支援及び保守

- 契約方法が、一般競争契約(総合評価)で → 価格と技術的な要素を組み合わせて落札者 あるが、総合評価というのは、どのような 契約方式か。
- ・価格点と技術点の比率が1対1になってい ・情報システムの総合評価落札方式では、比 るのは何故か。
- ・本件を総合評価方式にする理由は何か。
- しているとあるが、前回或いは従来の更改 時において、他の応札者はあったのか。
- ・方式を総合評価にしても、複数社の応札す る仕組みがなければ、結果として意味がな いのではないか。価格規模に対して、意見 招請から落札者決定まで5か月程度という 期間はスケジュール的に厳しいと思われ る。他の事業者に対し応札しなかった理由 について調査はしているか。
- ・予定価格算出について、何か参考にしたも のはあるか。落札した事業者からの参考見 積書をそのまま使用していることはないの か。
- の優位性につながる可能性があると思われ る。初めて応札しようとする事業者は、人

- を決定する方法となる。
- 率は定められたものとなっている。
- ・価格のみによらず、より高い技術のシステ ムを求めるため、本方式を採用していると ころである。
- ・本システムは概ね4年ごとにシステム更改 ・従来の更改時においても、仕様書の受け取 りは複数社あるものの、応札したのは当該 事業者のみである。
 - アンケートを実施しているところであるが なかなか提出していただけない状況であ る。スケジュールについては、厳しいかも しれないが、省のシステム調達を統括して いる部署に仕様書内容を相談し、助言等得 ながら決定しており、それに基づいたスケ ジュールで執行しているところである。
 - ・参考見積書、現在のシステムにおける工数 の実績等を参考に算出している。参考見積 書の全部を採用するのではなく、標準価格 等は参考にし、過去の割引実績を乗ずるな どして算出している。
- ・調達期間が短いことが、既存の受注事業者 |・事業者の方々に、意見や要望を聞く機会や その方法等を検討し、より多くの事業者が 参加できるような体制を考えていきたい。

意 見・質 問

口 答 等

員の確保等、非常に大変になることが予想 される。1者応札を避けていくためには、 受注者側の視点に立った応札しやすい環境 を作るのが官側に求められる。民側は意見 を出しづらい面もあるかと思われるため、 そうしたことも考慮し、検討していってほ しい。

○MAFFIN回線の集約用スイッチ

- ・本機器は、機器の更新になるのか。更新で → 今回が、最初の更新となる。 あれば、初めての更新となるのか。
- ・最初に導入した際は、今回と同じメーカー |・前回は、別のメーカーの機器が納入されて の機器だったのか。
- ・今回、1者応札となっているが、他に関心 ・応札事業者の他に、1社が仕様書を受け取 を示した事業者はなかったのか。
- 応札いただけなかった理由の調査はしたか。
- ・仕様を満たさなかったというのは、機器の↓・機器の処理能力等の性能については、 性能のことかと思うが、性能を下げた仕様 への変更というのは可能なのか。

・質問の受付け期間はどの程度か。

- おり、落札した事業者も今回の応札者とは 別の会社になる。
- ったが、応札いただけなかった。
- アンケートを提出いただいており、「(そ の事業者が) 提案予定の機器が、仕様を満 たさなかったため」という回答を得ている。
- MAFFIN回線の通信量に合わせた仕様と しているところであり、性能を下げること は困難である。

事業者側の仕様を満たさなかったというこ とが、具体的にどのような性能であるのか は定かでないが、事前に質問等は受け付け ており、当方の仕様を満たすかどうかの確 認は示すことはできる。

・質問の締め切りは、入札公告から18日後 であった。

意 見・質 問

口 答 等

- ・性能的な問題で入札に参加できないことは ・事業者側の要望、意見を聞き取り、どの程 企業側にとって残念なことである。本入札 で改善する点があるとすれば、十分な質問 の受付期間をとるなどして、事業者が対応 しやすい環境を作ることではないか。
 - 度の期間があれば参加できるのかといった ことを掴みつつ、当方の調達手続きは早め に進めるよう改善を図っていきたい。

○農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN) 相互接続回線提供業務

- が、公募した後に随意契約するということ か。
- ・契約方法が随意契約(公募)となっている |・本件の受注事業者との随意契約を前提とし ているが、当該事業者以外で要件を満たし、 受注を希望する事業者がいないか確認する ための公募を行うものである。要件を満た した応募があれば、一般競争入札に切り替 えることになる。
- ・この案件に限らず、公募して応募があった |・過去には例がない。 例はあるか。
- ・公募していると言っても、要件を満たした |・公募することで周知されていると認識して 事業者に周知がなされているのか。周知さ れていなければ制度が機能していないので はないか。
 - いるが、公募の方法(広報)については、 引き続き検討したい。

○その他(全体を通して)

- ・1者応札について、どうやって競争原理を ・承知した。 働かせ、外部から公正だと思わる形にでき るかということは、この委員会で議論して いる以上、改善できるところは進め、一者 応札を極力排除する努力をお願いしたい。